

公示番号：19a00900

国名：ケニア国、タンザニア国、ウガンダ国

担当部署：ケニア事務所

案件名：東アフリカ・分散型エネルギービジネス情報収集・確認調査（エネルギー政策）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：エネルギー政策
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：その他

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年3月上旬から2020年8月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 2M/M、現地 2M/M、合計 4M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 15日、現地業務 40日、国内整理 5日
- ・ 第2次 国内準備 15日、現地業務 20日、国内整理 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2020年2月12日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年2月25日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|-------------------|-----|
| ①類似業務の経験 | 40点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |

(計 100 点)

類似業務	電力セクターに係る各種調査
対象国／類似地域	ケニア、タンザニア、ウガンダ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱（入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。）

6. 業務の背景

近年、アフリカはアジアに続く経済発展地域として世界から注目されており、資源開発やインフラへの投資が増加している。アフリカ諸国が低所得国から中所得国へ成長する好機といえるが、人口の大半を占める農民の生活水準は低く、電力アクセスを向上させることで、生活水準の向上や石油燃料（ケロシンなど）による健康被害を減らすことが可能と考えられている。未電化地域で生活している人々は世界に約 12 億人おり、その半分にあたる約 6 億人がサブサハラ・アフリカの住人であるため、電力アクセス向上はアフリカ諸国の優先すべき開発課題の一つとなっている。特に地方部における電化率は低く、ケニアは 53%程度、タンザニアは 16.9%程度、ウガンダは 28%程度に留まっており、都市部との格差が顕著となっている。既存の電力システムの延伸は、地方では人口密度が低く広大な土地に村落が分散しているため、インフラ整備の観点から非効率と考えられている。そのため、地方部が電力システムによる電化対象となるまでには時間を要する、もしくは電力システムによる電化が困難な状況にある。従って、地方電化の手法としては分散型の独立電源である太陽光発電、小水力発電などの再生可能エネルギーの導入が効果的であると考えられる。

2008 年に発表されたケニア政府の「Vision 2030」は工業国・中所得国への転換を加速するために策定されたが、その目的達成のために電力は重要な手段と位置づけられ、電化率を 2018 年 12 月時点の 75%から 2022 年までに 100%とすることを目標としている。また、1999 年に発表されたタンザニア政府の「タンザニア開発ビジョン 2025」では 2025 年までの工業国・中所得国入りを目指しており、同様に電力は経済成長の重要な手段であることから、タンザニアの第二次五か年開発計画（FYDP2（2016/17-2020/21））では、電化率を 2019 年時点の 32.8%から、2021 年度までに 60%に引き上げることを目標に掲げている。ウガンダでは、「ウガンダ国万人のための持続可能エネルギーイニシアチブ行動目標（Uganda's Sustainable Energy for All Initiative Action Agenda）」（SE4ALL）を設定しており、2030 年までに再生可能エネルギーによる発電を全発電量の 90%以上にし、人口の 99%が電気にアクセスできることを目指している。

東アフリカでは少額の割賦払いで製品・サービスを利用できる Pay-as-you-go

(PAYGO)方式のソーラーホームシステム(SHS)事業が浸透し、電力事業の枠を超えて、保険商品や小規模灌漑設備など製品・サービスが多様化しつつある(以下、「オフグリッド事業」という)。また、ミニグリッド事業も同様に地方部で浸透しつつあり、電化地域の拡大に貢献している。アフリカのこのような状況を踏まえ、ケニア、タンザニア、ウガンダにおけるオフグリッド事業とミニグリッド事業(以後、「分散型エネルギービジネス」という。)の現状と課題を確認し、協力量針の検討を支援する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、東部アフリカ(ケニア、タンザニア、ウガンダ(以下、「対象国」という。))の分散型エネルギービジネスに係る既存資料のレビュー及び調査対象機関へのヒアリング等を通じて情報収集を行い、今後のJICA事業協力量針の検討を支援する。具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間(2020年3月上旬)

- ① 既存のJICA報告書、他ドナー(世界銀行、国際金融公社、アフリカ開発銀行、米国国際開発庁、フランス開発庁、英国国際開発省等)報告書、ケニア政府・タンザニア政府・ウガンダ政府作成の関連報告書等を参照し、東アフリカ地域における分散型エネルギービジネス(ソーラーホームシステム(SHS)事業、ミニグリッド事業、PAYGOのLPG販売事業)の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力(特に「サブサハラ・アフリカ地域 オフグリッド太陽光事業」、「ケニア共和国 再生可能エネルギーによる 地方電化モデル構築プロジェクト」、「ケニア共和国 再生可能エネルギーによる地方電化推進のための人材育成プロジェクト」)の概要や教訓を把握・分析する。
- ② 上記①を踏まえ、対象国の政府機関や民間企業に対する質問票案(英文)を作成する。
- ③ JICA産業開発・公共政策部、JICAケニア事務所、JICAタンザニア事務所、JICAウガンダ事務所と連絡・調整の上、第1次派遣にかかる業務計画(英文)を整理し、承認を得る。

(2) 第1次現地業務期間(2020年3月下旬~2020年5月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICAケニア事務所と打ち合わせを行い、第1次派遣にかかる業務計画(英文)の確認を行う。
- ② 対象国の政府機関(エネルギー省、エネルギー規制当局、地方電化庁等)から各国におけるエネルギー政策に関する情報収集、ヒアリングを行い、分散型エネルギービジネスに関する政策(関連法規や支援制度)及びその実施状況を把握する。また、分散型エネルギービジネスの現場を訪問して実際の利用状況を理解する。
- ③ 対象国において分散型エネルギービジネスを行う民間企業を訪問し、顧客数、提供している製品・サービス内容、主な対象地域、主な出資者・融資金融機関、Geospatial Mapping等のサービス利用状況、公的機関やドナーからどのような支援が必要か等について情報収集、ヒアリングを行う。
- ④ 他ドナーから対象国における分散型エネルギービジネスへの支援状況に関する情報収集、ヒアリングを行う。

- ⑤ JICA ケニア事務所に第 1 次派遣の現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (3) 第 1 次国内整理期間 (2020 年 5 月中旬)
JICA 産業開発・公共政策部に第 1 次派遣の現地業務結果を報告する。
- (4) 第 2 次国内準備期間 (2020 年 5 月下旬)
JICA 産業開発・公共政策部、JICA ケニア事務所、JICA タンザニア事務所、JICA ウガンダ事務所と連絡・調整の上、第 2 次派遣にかかる業務計画 (英文) を整理し、承認を得る。
- (5) 第 2 次現地業務期間 (2020 年 6 月上旬～6 月中旬)
- ① 現地業務開始時に、JICA ケニア事務所と打ち合わせを行い、第 2 次派遣にかかる業務計画 (英文) の確認を行う。
 - ② 第 1 次現地業務期間で収集した情報を踏まえ、対象国における今後の ODA 事業協力方針の検討を支援する。
 - ③ 必要に応じて、対象国の政府機関 (エネルギー省、エネルギー規制当局、地方電化庁等) や民間企業に対し追加的な情報収集、ヒアリングを行う。
 - ④ JICA ケニア事務所に第 2 次派遣の現地業務結果を報告する。
- (6) 第 2 次国内整理期間 (2020 年 6 月下旬～7 月下旬)
- ① JICA 産業開発・公共政策部に第 2 次派遣の現地業務結果を報告する。
 - ② 業務完了報告書 (英文) を監督職員に報告する。

8. 報告書等

- (1) 業務完了報告書 (英文 2 部)
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて 2020 年 7 月 30 日までに提出することとする。また、契約期間中に情報収集、ヒアリング等を通じて得た情報を参考資料として添付して提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。
航空経路は以下のいずれかを標準とします。
- 日本⇒中東 (ドバイ、アブダビ、カタール) ⇒ケニア⇒タンザニア⇒ウガンダ⇒中東 (ドバイ、アブダビ、カタール) ⇒日本

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
- ① 現地業務日程
「7. 業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、

国内 M/M、渡航回数は「2. 契約予定期間」等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時における各国政府機関、他ドナー、各民間企業との協議についてのみ、必要に応じて、各国 JICA 事務所がアポ取りの支援及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

必要に応じ、各国 JICA 事務所内における執務スペースを提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が、ウェブ上で公開されています。

● JICA プロジェクト

サブサハラ・アフリカ地域 オフグリッド太陽光事業

https://www.jica.go.jp/press/2016/20161020_01.html

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/ku57pq00002cd4yh-att/201610_tan_01.pdf

ケニア共和国 再生可能エネルギーによる 地方電化モデル構築プロジェクト

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12229399.pdf

ケニア共和国 再生可能エネルギーによる地方電化推進のための人材育成プロジェクト (BRIGHT プロジェクト)

<https://www.jica.go.jp/oda/project/1002616/index.html>

● 世界銀行レポート

<https://www.lightingglobal.org/2018-global-off-grid-solar-market-trends-report/>

<https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/31926>

● 国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) レポート

<https://www.irena.org/publications/2018/Jul/Off-grid-Renewable-Energy-Solutions>

● アメリカ合衆国国際開発庁 (USAID) レポート

<https://www.usaid.gov/powerafrica/beyondthegrid>

ケニア

<https://www.usaid.gov/powerafrica/beyondthegrid/off-grid-solar-assessment/kenya>

タンザニア

<https://www.usaid.gov/powerafrica/beyondthegrid/off-grid-solar-assessment/tanzania>

- グローバルオフグリッド照明協会（GOGLA）レポート

<https://www.gogla.org/global-off-grid-solar-market-report>

- アフリカミニグリッド開発事業者協会（AMDA）レポート

<http://africamda.org/index.php/news/thought-leadership/>

- World Resources Institute / Energy Access Explorer

<https://www.wri.org/our-work/project/energy-access-explorer>

※ケニア、タンザニア、ウガンダの送配電網、電力消費量、人口密度などの地図情報。

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① エネルギー政策、特に地方電化に関する知識を有することが望ましいです。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所、JICA タンザニア事務所、JICA ウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、滞在国の JICA 事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上